

堺市・美原町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協議書

堺市長及び美原町長は、平成 15 年 4 月 18 日に締結した堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書（以下「協議書」という。）の一部を下記のとおり変更するため、協議書第 8 条の規定に基づき、この変更協議書を取り交わすものとする。

（協議内容の変更）

第 1 条 協議書第 5 条で規定する事務局職員を定めた別表第 4 を、次のとおり改める。

別表第 4（第 5 条関係）

吉 田 幸 男	堺 市
吉 田 景 司	
藤 田 卓 也	
山 岡 一 夫	
比 嘉 宏 幸	
増 田 宣 典	
北 口 雅 章	
小 走 伸 吾	
三 浦 直 子	
吉 野 昭 平	
倉 宏 二	美原町
光 齋 かおり	

（変更協議の発効）

第 2 条 この変更協議は、本変更協議書の締結日から発効するものとする。

この変更協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通保管する。

平成15年5月19日

大阪府堺市南瓦町3番1号

堺市

堺市長 木原 敬介

大阪府南河内郡美原町黒山167番地の1

美原町

美原町長 高岡 寛